Japanese Journal on Support System for Developmental Disabilities

## インクルーシブ教育システムを構築するための チーム指導の在り方に関する研究

一指導内容の「構造化」と指導体制の「体系化」ー

秋元 雅仁 皇学館大学教育学部

要 旨:発達障害の診断のある小学生の通常学級での学習を保障するため、本研究では、いずれも文部科学省の提唱であるインクルーシブ教育システム構築における「スクールクラスター」の考えや、「チーム学校」の理念を念頭に置き、市域内における学内外の指導者たちによるチーム指導を実施した。指導にあたっては、指導内容の「構造化」や指導体制の「体系化」を図った。特に、「個別指導」の場では、「自立活動」と「教科学習」に大別し、「教科指導」をさらに「基礎(入門期の指導)」「準備(復習学習)」「予行(予習学習)」の三つに分類し、特別支援学校巡回指導教員や巡回通級指導教員、学級担任らが指導を担うこととした。その結果、学習面において1歳~2歳の伸長のあることが窺われた。

Key Words: インクルーシブ教育システム,チーム指導,構造化と体系化

## I. はじめに

第61回国連総会において採択された「障害 者の権利に関する条約 | (外務省, 2014)1) 〈以 下,「障害者権利条約」と称する〉が,7年に亘 る国内法の整備を経て、2014年1月我が国に おいても批准された.まず『一般的義務』を謳 った第4条では、全ての障害者のあらゆる人権 および基本的自由を実現するために、"ユニバ ーサルデザイン"の製品,サービス,設備及び 施設の利用や使用を促進することが求められ た. "ユニバーサルデザイン"とは、調整又は 特別な設計を必要することなく, 最大限可能な 範囲で全ての人が使用することのできる製品, 環境,計画及びサービスの設計のこと(第2条) である. また、『教育』に関する第24条では、 障害者を排除しない一般的な教育制度におけ る個人に必要とされる"合理的配慮"の提供, および完全な包容(full inclusion)という目標に 合致する効果的で個別化された"支援措置"の 提供が求められた. 教育に係る条項を切り取っ ただけではあるが、「障害者の権利条約」が、"障 害者を含めたインクルーシブな教育を進める ために、誰でもが使用または理解可能なユニバ ーサルデザインに基づいた学習環境に基づき ながら、個人が必要とする合理的配慮や個別の 支援措置を提供すること"を求めていることが 窺えるだろう。

さて、201X年4月にH県I市立J小学校(以 後, J 小学校と称する)通常学級に入学した A 児は, 多動性-衝動性優勢型の注意欠乏多動症 (ADHD)と自閉スペクトラム症(ASD)の合併症 という診断を持つ男児である. 入学当初から, 離席行動が目立ち校内徘徊はもとより校外へ も出て行ってしまうこともあり、担任だけでは A児の学校生活での安全を確保することが難し い状態にあった. この事態を重く見たⅠ市教育 委員会は、翌 201X+1 年に通常学級での個別 支援を可能にする特別支援教育支援員を配置 するとともに、保護者や学校からの要請に応じ て学習障害児の通級指導を巡回で行う学校生 活支援教員を週1日配置した. さらに, H 県立 K 特別支援学校(以後, K 特別支援学校と称す る)にも支援を要請した. そして, I 市域内の教 育資源を組み合わせ,域内の教員らが一緒にチ ームを形成して指導体制を形成していくこと で、誰もが共に学べるインクルーシブ教育をシ ステム的に補完していくスクールクラスター 事業を展開した.

本研究では、H県I市で1年間に亘り取り組んできた、A児の指導を基軸としたインクルー

シブ教育システムの構築に向けたスクールクラスターに係る実践内容を省察することを通して、発達障害のある子も共に同じ場を共有しながら、「わかる」「できる」体験を深めた学びを可能にするために何が必要なのか考察していきたい. なお、本稿の執筆にあたっては、研究協力をいただいた A 児保護者および H 県 I 市教育委員会ならびに I 市立 J 小学校長等の了解を得ていることを付記しておく.

## Ⅱ. 方法

201X 年、小学校入学直後に、A 児の保護者 からは『A 児は言葉でのコミュニケーションに 遅れがあり、集団行動も苦手で、さらに多動傾 向もある. ばらつきはあるが、おおよそ 1 歳半 から 2 歳程度の遅れがあると大学病院の小児神 経科の医師から言われている. また、療育機関

の先生からは, 近くでわかりやすく指示してや れば必ず伸びる子なので,大人の存在が重要だ とも言われている. ついては, 加配の先生を配 置して欲しい. また, 可能であれば, 日に1時 間,個別指導の時間を設けてほしい.』という 旨の申し入れが学校に出された. 2016 年に施 行された「障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律」(内閣府, 2013)8 (以下「障害 者差別解消法」と称する〉や, 文科省発行の対 応指針(文部科学省、2015)6)によれば、保護者 の申し出に対して過度な負担でない限り合理 的配慮を提供し合意形成を図らなければなら ないことは言うまでもない. しかし、学級編成 日以降の年度途中における教員配置は制度上 また予算上からも難しく, 過度な負担に当たる として、1年生の間は学級担任が中心となった 個別配慮に徹し、2年生進級時に何らかの合理 的配慮が提供できるよう努力することとした.

Table 1 ASIST 学校適応スキルプロフィール結果

#### A尺度[適応スキルの把握]

	スキル項目	得点	発達年齢	到達度数	
個人活動スキル群	生活習慣	18 点	5歳後半	67	
	手先の巧緻性	14 点	5 歳前半		
	言語表現	6 点	4歳未満		
集団参加	社会性	7点	4歳未満	到達年齢	
スキル群	行動コントロール	8点	4 歳程度	4歳未満	
	総合獲得レベル	53 点	4歳未満	4  八	

#### B尺度[特別な支援ニーズの把握]

	個人因子	集団因子	配原	<b>園支援レベル</b>				
学習	7点		Ш	要支援	【兴双云】			
意欲	3 点		Ι	通常対応	· 【学習面】 · Ⅲ 要支援			
身体性・運動	1点		Ι	通常対応				
集中力	8点		Ш	要支援	【4年五】			
こだわり		0 点	Ι	通常対応	【生活面】 · Ⅲ 要支援			
感覚の過敏さ		4 点	Ш	要支援				
話し言葉		4点	Ш	要支援	【対人関係面】			
一人の世界・興味関心の偏り		6 点	Ш	要支援	Ⅲ 要支援			
多動性・衝動性		5点	Ш	要支援	【行動情緒面】			
心気的な訴え・不調	0 点		Ι	通常対応	Ⅲ 要支援			
総合評価			Ⅲ 要支援					
個人活動サポート因子				Ⅲ 要支援				
集団参加サポート因子			Ⅲ 要支援					

- \*配慮支援レベル
- I. 通常対応 (通常の対応や支援の範囲)
- Ⅱ. 要配慮 (短期的・一部の支援や配慮 (見守り) が必要)
- Ⅲ. 要支援(中長期的・全般的な支援が必要であり、特別支援教育の対象)

## 1. 指導体制の整備

201X+1年4月,まず,A児が在籍している 通常学級での集団指導の際に、1日2時間個別 的に対応する「特別支援教育支援員」(以後,支 援員と称する)が配置され、常時ではないにしろ 加配体制による指導が可能となった. 続いて, 発障達害児童のための巡回通級指導を行う「学 校生活支援教員」が配置され、週1日2時間取 り出しによる個別の指導ができる体制が整え られた、さらに、「市教育委員会と」「小学校の 要請を受けた K 特別支援学校も、週2日4時 間,支援部 I 市域担当巡回支援教員(筆者)を派 遣し、個別指導が行える体制を整えた、その他、 学級担任も週1日放課後に個別に補充指導をす ることに同意することで, 月曜日と水曜日は K 特別支援学校巡回支援担当教員(以後,特支巡回 支援教員と称する)が、木曜日は学校生活支援教 員が、金曜日は学級担任がそれぞれ指導すると いうような曜日ごとの個別指導体制を整える ことが可能となった. 火曜日は療育機関での指 導が入っており学校を欠席をしていた.一方, 通常学級での集団授業時には、毎日2時間、支 援員が個別的な指導を行うなど, 個別指導と集 団指導を校内外(域内)の教員らでチームを組ん で実施した、これら一連の体制整備により、『加 配教員の配置』と『日に1時間の個別指導』と いう保護者の願いに対するおおよその合理的 配慮の提供が可能となり、「差別解消法」が求 める合意形成へと結びついた.

#### 2. アセスメントの実施

特支巡回指導教員は個別指導を実施するに あたり、A児の状況をより詳しく知るためのア セスメントの必要性を訴え, 同校が作成してい る「社会自立スキル課題別チェック」と「ASIST 学校適応スキルプロフィール」(橋本ら, 2014)<sup>2)</sup>(Table 1)の 2 種類の検査の実施を求め た. いずれも大人がチェックする質問紙法によ る検査であり、検査アレルギーの強い教職員で も比較的抵抗なく実施できると考えた.「社会 自立スキル課題別チェックシート (兵庫県立芦 屋特別支援学校自立活動部、2010)3)は、『身体 運動スキル』『生活習慣スキル』『学習スキル』 『コミュニケーションスキル』『集団参加スキ ル』『ソーシャルスキル』『職業スキル』の7つ の領域と34の下位項目でできており、そのう ち、『職業スキル』を除く6つの領域28の下位 項目についてアセスメントに用いようと考え た. 下位項目に示されたスキルをチェックして いくことで、おおよその年齢段階を算出し、そ れぞれのスキルを 1 歳~12 歳までに分類した 「社会自立スキル課題別能力一覧」へ記入し折 れ線図を完成させる. スキルをチェックするに 当たっては、チェックシートが A 児の持つ能力 に関する内容で構成されていることから, 今日 までの A 児の成長発達を知っている大人がチ エックする必要があると考え, 保護者に依頼す ることとした. 一方、「ASIST 学校適応スキル プロフィール」は、学校への適応に関する内容 であることから, J 小学校特別支援教育コーデ ィネーター(以後、コーディネーターと称する) へ依頼することとした. チェック期間は、いず れも 201X+1 年 5 月 1 か月間とした. なお,「社 会自立スキル課題別チェック」については、年 度末に1年間の指導事後評価として獲得スキ ルを折れ線図で表し事前と事後の評価の比較

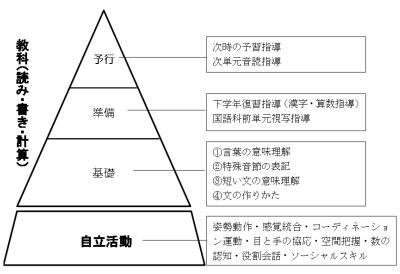


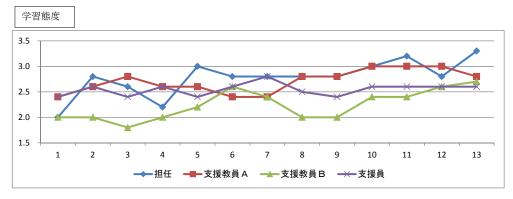
Fig. 1 個別指導における指導の体系化

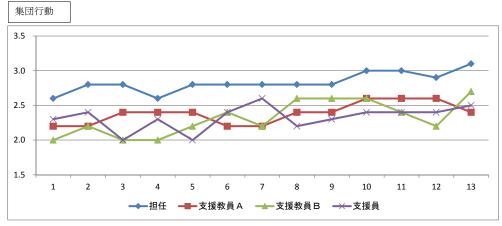
に用いたため、個別指導の評価の項において後 述することとする.

## 3. 個別指導の内容

個別の取り出し指導は、主として午後または 放課後にJ小学校相談室で実施した。そこでの 指導の主たる狙いは、A児の持つ能力を最大限 に伸長させることであったが、それだけでなく、 在籍している通常学級の場において他の児童 らと共に学習に臨む態度の育成や、同一教材を 用いた学習内容の理解を促すことでもあった。 そこで、指導内容を、「自立活動指導」と「教 科指導(読み、書き、計算)」の二種類の教科・ 領域に大別した.「自立活動指導」では,姿勢動作,感覚統合,共同注意,目と手の協応動作,空間認知,情動調整のためのソーシャルスキルトレーニングなどの指導を行うこととした.一方,「教科指導」では,授業のユニバーサルデザイン化(小貫ら,2014)4)に基づいて,その内容を『基礎』『準備』『予行』という三段階に構造化して分類し,それぞれ"入門期の指導""下学年または前単元の復習指導""現単元または次単元の予習指導"について指導することとした(Fig.1).

指導に当たっては,指導者の専門性(指導の慣れ)を中心に考慮し,自立活動と国語科の入門指





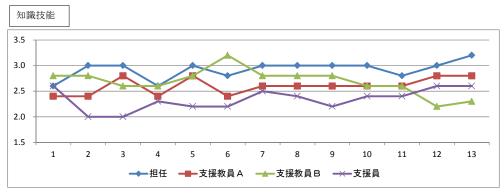


Fig. 2 個別課題到達度評価

導である「基礎」段階の指導は特支巡回指導教員が,算数科の入門指導である「基礎」段階と国語科・算数科の復習指導を中心とした「準備」段階の指導は学校生活支援教員が,主に予習指導を中心とする「予行」段階の指導は学級担任が担うこととした。そうすることで,指導内容が重複せず,A児にとっても理解しやすく取り組みやすいのではないかと考えた。

## 4. 個別指導に係る評価

「体系化」した指導体制や「構造化」した指 導内容の効果を評価するため、小学校入学以降 A 児の個別課題と考えられてきた項目を, 『学 習態度』『集団行動』『学習理解』に三分類した 「個別課題到達度評価」を作成した(Fig.2). 全 部で 15 項目の評価項目について四件法による 評価を実施した. 項目の設定に当たっては, J 小学校教頭, コーディネーター, 学校生活支援 教員,特支巡回指導教員らで課題項目を考え, KJ 法を用いて項目を分類し選定を行った.「学 習態度」では"①着席しておくことができる" "②学習の用意をすることができる" "③指導 者の顔を見ることができる" "④指導者の話を 聞くことができる""⑤授業中学習に向かうこ とができる"の5項目、「集団行動」では"⑥ 指示通りに行動することができる""⑦周りの 子と一緒に行動することができる" (8) 周り の子を見本にして行動することができる""⑨ 質問に答えることができる""⑩自分から話し かけることができる"の5項目、「学習理解」 では"⑪ひらがなを正しく読んだり書いたりす ることができる""⑩カタカナを正しく読んだ り書いたりすることができる""⑬""1年生の 漢字を読んだり書いたりすることができる" "⑭教科書を音読することができる" "⑮10 ま での足し算と引き算をすることができる"の5 項目が、それぞれ設定された.評価は、201X +1年11月~201X+2年2月までの間の13週 に亘って実施した. 回収率は 100%であった. 各項目を"一人でできる(4点)""促せばできる (3点)" "手伝えばできる(2点)" "手伝ってもで きない(1点)"に数値化し、領域ごとの項目の 平均値を算出し、全 13 回分を折れ線グラフで 示した. グラフ化するに当たっては、最小値が 1.5 を下回ることはなく、最大値は 3.5 を上回 ることがなかったため、いずれのグラフも縦軸 は 1.5~3.5 で示した. 補助線については詳細値 を求めるグラフでないことから 0.5 ずつ挿入す ることとした. なお,「個別課題到達度評価」

はアンケート方式の評価のため, 評価者の主観 が結果に大きく影響することが懸念されるこ とから,より客観性に配慮するため,学級担任, 学校生活支援教員,特支巡回指導教員,支援員 の4名が個々に評価し、それぞれの評価のばら つきや一致について考察することとした. また, アセスメントの際に保護者にチェックをお願 いした「社会自立スキル課題別チェック」を, 201X+2年3月に再度コーディネーターらが再 チェックし、A 児のスキルの伸長を「社会自立 スキル課題別能力段階一覧」(Fig.3)に記入し, 折れ線グラフで示すことでアセスメント時の 能力段階と1年後における事後評価時の能力段 階とを比較することとした. 1~12 までの数値 はそれぞれのスキル年齢を示しており 12 歳を 最高値としている. 全体の平均スキル年齢は、 全ての下位項目のチェック数に応じたスキル 年齢を加算し、下位項目数で割って算出した.

## Ⅲ. 結果

## 1. アセスメントの結果

アセスメントとして実施した「ASIST 学校適 応スキルプロフィール」の結果, Table 1 に示 したように、まずA尺度の [適応スキル] では、 『生活習慣』や『手先の巧緻性』というような 個人活動スキル群に比して,『社会性』や『行 動コントロール』のような集団参加スキル群に 低さが目立ち、生活年齢7歳3か月に対し、到 達年齢4歳未満,到達度数67と,実年齢に比 して3歳超の遅れがあることが明らかとなった. また、B尺度の〔特別な支援ニーズ把握〕では、 『学習』『集中力』『感覚の過敏さ』『話し言葉』 『一人の世界・興味関心の偏り』『多動性・衝 動性』などの項目において、要支援の状態にあ ることが明らかとなった. それぞれの要支援項 目が, 医師の診断に見られる多動性-衝動性優 位型の注意欠乏多動症と自閉スペクトラム症 の障害特性とも合致していることから、特性に 応じて支援手立てを講じる必要性のあること が改めて浮き彫りとなった。 通常学級で級友ら と共に生活しているとは言え, 周りの級友らの 行動を手本にして行動することに難しさがあ ると思われ, 個別指導の必要性が本検査の結果 から窺われた.

## 2. 指導の実施結果

「最初は、様々な大人が関わることで、A児

が混乱するのではないかと思っていましたが, A児は違う先生方が関わってくれることを喜ん でおり, 個別指導の時間を楽しみにしているよ うでした. また、自分の指導の未熟さを指摘さ れるのではないかと不安でしたが、自分の分野 の指導を責任を持って果たしていこうとする 先生方の姿に、自分もチームの一員として連携 していきたいと思うようになりました. 」これ は、20歳代のA児の学級担任の感想である。 Fig. 1 に示したような指導の「体系化」や指導 内容の「構造化」は、学級担任の感想からも窺 えるように、共通の目的を持った教員や支援員 らが、情報を共有しながら、それぞれの得意分 野ごとに業務を分担しつつ連携・補完しあい、 児童の状況に応じた教育を提供するチーム指 導の重要性を示唆しているものと思われる.

児童生徒名前(

能力

)部

観点

## 3. 指導の評価結果

Fig.2 の「個別課題到達度評価」からは、『学 習に向かう態度』の評価として, 学校生活支援 教員(支援教員 B)の評価が比較的低く,特支巡 回指導教員(支援教員 A)や学級担任の評価が比 較的高く推移した. 最終的には, 支援教員 A, 支援教員 B, 支援員の評価が 2.5~3.0 の間でほ ぼ一致していることがわかった. 一方, 学級担 任の評価は 3.0 をはるかに超えていた. 『集団 での行動』の評価は、初回から支援教員 A. 支 援教員 B, 支援員の評価が 2.0~2.5 と低い数値 で推移していたが、8週目以降から三者の数値 が2.5前後でほぼ一致するようになり、最終的 に平均2.5近くで一致していることがわかった. しかしその一方で, 学級担任の評価はやはり 3.0 超と高い数値で示された. 『学習理解』の評 価は、初回こそ 2.5 前後で全員のおおよその一

中学部

8 9

7

高等部

12

10 | 11

#### 持久力 調整力 しなやかな身体 -モータースキル-安定性 巧緻性 食\_事 排泄 清 潔 睡眠 基本的生活習慣 衣 服 \* -ライフスキル-整 理 健康 危険 余 暇 聞く 話す **●** → ◆ <u>読</u>む 基礎基本の学習 書く -アカデミックスキル-<u>計算する</u> 推論する 要求と拒否 • 意思の疎通 注意の促し ーコミュニケーションスキルー コミュニケーション 集団参加 \* 集団参加 行事参加 -コラホ レーションスキルー 手伝い 役割分担 性意識 課題解決 ルールとマナー

)

4 5

小学部高学年

小学部低学年

2

3

1

アセスメント時と1年後の平均スキル年齢

Fig. 3 社会自立スキル課題別能力段階一覧

<u>感情調整</u> ルールやマナー

応 対

電話

体 験

 $\bullet \Rightarrow \bullet$ 

-ソーシャルスキル-

職業獲得

-ジョブスキル-

(3歳3か月)(4歳1か月)

致が見られたが、その後、支援教員 A、支援教員 B、支援員の三者は 3 回ほどの一致が見られ、第 11 週に再度全員のおおよその一致が見られたものの、最終的には全員が分散化した状態であった。『学習態度』や『集団行動』の項目に関して、下位項目の平均値ではあるが、初回の最小値が 2.0 または 2.0 超の数値で始まり、最終的には支援教員 A、支援教員 B、支援員の三者の評価がおおよそ 2.5 超の数値でほぼ一致していることから、各課題に対する向上が見られたと判断してよいのではないかと考える。

次に、Fig.3 の「社会自立スキル課題別能力 段階一覧」からは、全体の平均スキル年齢がア セスメント時の3歳3か月から1年後にはおお よそ4歳1か月へと伸長していることが窺えた。 下位項目では、チェックした28項目のうち14 項目において1歳程度の伸長が見られ、特に、 『基礎基本の学習』領域の下位項目全てに1歳 ~2歳の伸長が見られた。また、『集団参加』領 域の多くの下位項目についても1歳~2歳の伸 長が見られた。その一方で、『意思の疎通』領 域においては変化が見られなかった。

## Ⅳ.考察

## 1. 指導内容の「構造化」と指導体制の「体系化」 の有効性

I 市立 J 小学校では、A 児が小 1 の際には、 学級担任を中心とした個別配慮を実施するこ ととしていた. しかし, その結果は,「ASIST 学校適応スキルプロフィール」の結果が示して いるように、学習面はもとより生活面、対人関 係面, 行動情緒面など, A 児の社会性に関する 全ての要件に対し、中長期的かつ全般的な支援 が必要であり、特別支援教育の対象であること が明らかとなった. 障害者の権利条約が求める "完全な包容(full inclusion)という目標に合致 する効果的で個別化された支援措置"という理 念は、J 小学校の場合においては、1 日 2 時間 の支援員の配置だけでなく、学校生活支援教員 や特支巡回指導教員らを主としながら学級担 任も加えた複数指導者による個別指導体制と して示された. 複数の教師が一人の子どもの指 導に関わるということは, 意見の統一を図るた めの協議が前提となる(緒方, 1995) 9. そうで ないと, 指導に一貫性を欠き, 個々の指導者の 主観的指導に陥ってしまう危険性があるから である. 本研究では, 時間的制約が多く意思統 一のための協議に十分な時間を割けない学外 指導者らの参加を可能にし、それぞれの専門性 に基づくチーム体制の構築を図る"チーム学校" の理念に基づいた『チーム指導』を実現化させ るため、指導内容を「構造化」し、誰が何を担 うのかという指導体制の「体系化」を図るとい う方法を用いた。

アセスメントの結果から得られた4歳未満の 能力しか発揮できていない A 児という知見か らは、学習や人と向き合う共同注意や情動調整 の促進、心理的安定や人間関係、コミュニケー ションの促進など、自立活動の内容や入門期段 階の学習指導を個別に行う必要性のあること が示唆された. その内容の指導を特支巡回指導 教員が担うことは自明の理である. また, 入門 期の学習指導や下学年の教科学習指導につい て,通常学級担任はもとより知的障害特別支援 学級担任の経験を持つ学校生活支援教員が担 うこともまた自然な考え方である. さらに、現 単元の予習指導を学級担任が担うというのも不 思議なことではない. それぞれが個々の専門性 を活かして「構造化」された内容を指導するこ とで、「社会自立スキル課題別チェック」の評価 結果に見られた基礎基本の学習領域に係る1~ 2歳の伸長に結び付いたのではないかと考える.

# 2. 域内教育資源の活用による『チーム指導』の有効性

文部科学省は、単体では難しい支援を、域内 の教育資源を組み合わせることで一人一人の 子どもの教育ニーズに応え,各地域にインクル ーシブ教育システムを構築していこうとする スクールクラスター構想(文部科学省, 2013)5) を掲げた. 本研究では, 特別支援教育の地域の センターとしての役割を果たそうとする特別支 援学校の巡回指導教員や、I 市における発達障害 児のための巡回通級指導を司る学校生活支援教 員ら,J小学校外の人材を活用することにより, 個別指導体制を構築してきた. J 小学校内だけ では十分に指導することができず、半ば放置さ れていた特別支援教育分野の自立活動領域や入 門期の教科指導について, 校外の専門教員が担 い個別指導を展開することにより、A 児の学習 前段階の能力の伸長が促進されたことは先述し てきた結果からも窺い知れるところである.

いま,文部科学省は新たに様々な専門家の活用による「チーム学校」(文部科学省,2016) $^{7}$ の理念を謳い始めている.そこにはPTやOT,STなど,通常の学校ではこれまで馴染みの薄

かった専門家の配置も考慮されているが、地域内には特別支援学校教員をはじめ通級指導教員、適応指導教員、在日外国人加配教員、不登校加配教員など、それぞれの分野における専門的な知識を持った教員が数多く存在している。市域内の人材を活用したJ小学校のように、自分の学校という単体だけで支援を考えていくのではなく、市域内の人材という教育資源を組み合わせ、積極的に活用していくことで、特別なニーズのある子ども達一人一人に応じた適切な支援を提供していくことが可能となるのではないかと考える。

#### 対 文

- 1)外務省(2014): 障害者の権利に関する条約.
- 2)橋本創一・熊谷亮・大伴潔・林安紀子・菅野敦 (2014): ASIST 学校適応スキルプロフィール, 福村出版, pp.10-64.
- 3)兵庫県立芦屋特別支援学校自立活動部(2010): 社会自立スキル課題別チェックシート.
- 4)小貫悟・桂聖(2014): 授業のユニバーサルデザイン入門-どの子も楽しく「わかる・できる」 授業のつくり方、東洋館出版社、pp.39-67.
- 5) 文部科学省(2013): インクルーシブ教育システム構築モデル事業スクールクラスター.
- 6)文部科学省(2015): 文部科学省所管事業分野に おける障害を理由とする差別の解消の推進に 関する対応指針.
- 7) 文部科学省(2016): チームとしての学校の在り方.
- 8)内閣府(2013): 障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律.
- 9)緒方明子(1995):インクルージョンと支援体制, 発達障害研究, 17(1), 11-19.

(受稿 H29.6.14, 受理 H29.9.27)